
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成29年6月14日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成29年6月14日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 橋 井 満 義	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	石 操	総務課長	高 田 直 人
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	小 原 義 人
建設産業課長	益 田 英 則	教育長	井 田 博 之
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。連日の本会議、御苦労さまです。村民の皆様への負託に応える会議としたいと思います。

それでは、早速、本日の会議に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

本日6月14日は、一般質問最終の2日目となります。

通告者の紹介をします。

通告6番、議席番号6番、江田加代議員、通告7番、議席番号3番、松本二三子議員。以上2名です。

紹介が終わりましたので、通告順に質問を許します。

6番、江田加代議員の質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私は、きょう、2点について質問いたします。

まず最初ですけれども、子ども・子育て新制度が発足してから3年目になります。その評価について質問いたします。村長の答弁、よろしく願いいたします。

保育所は、人間形成における大切な乳幼児期の大半を過ごすところです。これまでも何度かお話しさせていただきました米どころ新潟県の上越市には、保育所を稲の苗を育てる苗代に例え、子育てに力を入れられた市長さんがいらっしゃったそうです。水の必要な時期に田んぼにちゃんと水が当たっていなければ苗が育たない、夏には、太陽の恵みをいっぱい浴びなければ穂が実らない。子供も同じで、その月齢、その年齢の発達に応じて最善の環境を与える、自己流にならない、地域だけの経験に頼らない、専門家の意見を参考にする。上越市の実践を、保育所の課題を考えると、よく思い出します。

1997年、児童福祉法が改正され、母子保健と子育て支援が統合されたことで、保育所に子育て支援に関する努力義務が規定されました。当時、わずかな補助金で条件整備なしの事業拡大でした。子供の発達保障、親の就労支援、地域の親の支援、子育てのノウハウを蓄積している保育所に子育て支援の役割が期待され、今日に至っています。

最近、保育問題といえば、待機児童問題が大きく取り上げられてきましたが、ここに来て、保育を担う保育士の処遇を改善しなければ、保育の量も保育の質も確保できないことが誰の目から見ても明らかになりました。保育士が確保できないことが社会全体の問題となっているのではないのでしょうか。

鳥取の保育を考える会の調査では、子ども・子育て新制度が施行され3年目を迎えたことしの4月1日現在、鳥取県内の認可保育所数は160施設、幼保連携型認定こども園が26施設、保育所型認定こども園8園、小規模保育所23事業所となり、認可外を含めると約2万人の子供たちが利用しているとのこと。本村から1人も待機児童を出さないの村長の強い意思のもとに、村内でも2つの小規模保育所が開設されました。新制度の評価、そして課題を問い、次の6点について質問いたします。

1点目は、待機児童問題の解決が進まない要因の一つに、保育士不足が上げられています。保育士の採用の状況はどうでしょうか。次に、県の子育て応援課は、29年度当初予算案作成に当たり、事前に19市町村に4、5歳児加配の補助制度を創設について意見を聞いている。その結果、県として制度創設を見送る判断をしています。村は、県の聞き取りにどのように回答されましたのでしょうか。次に、小規模保育所との合同の職員研修の進捗状況と成果、課題について伺います。次に、日吉津村子ども・子育て支援事業計画期間に、計画に定めた見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは、中間年度、29年度に一部見直しを行うとあります。見直しをする必要があるのでしょうか。計画の保育の量の見込みと確保方策に、今後の乳幼児数の推移に十分注意し、日吉津保育所の建てかえ等も視野に入れながら、小規模保育所の定員増への協議や地域型保育事業への新規参入企業の調査開拓を引き続き行い、必要な量の確保に努めるとあります。その取り組み状況をお聞かせください。最後に、コーナーではなくて医務室の設置を望む声があります。村長の考えをお聞かせください。

続きまして、介護保険非該当者の住宅改修費の助成を求めて質問いたします。

段差がなくなり、煩わしさやつまづく不安がなくなりました。洗面所前の幅を10センチ広げただけでとても使いやすくなり、車椅子でも安心です。こんな会話を聞いたことがあります。いずれも80代の女性のお話です。手すりの取り付け、段差の解消、滑りどめ、円滑に移動できる床材の変更、決してぜいたくな住宅改修ではありません。身体能力が低下しても住みなれた家で住み続けたい、そんな思いが伝わってきました。また、暮らしやすい住まいを望み、年をとってもより快適に毎日を過ごしたいという前向きな姿勢を感じました。

本村の平成28年度の要介護、要支援の認定率は17%、残りの83%の高齢者は認定に至ら

ない非該当の方です。介護保険の認定者は住宅改修費の助成制度を利用できますが、介護保険に該当しない高齢者は利用できません。介護保険が導入され、医療の一部や高齢者の福祉が介護保険に投げ込まれてしまいました。介護保険導入当時に比べ、介護にかかわる家族のありようも変わり、本村でも高齢者のみの世帯がふえています。

そのような中で、国を挙げての地域包括ケアの流れを受けとめるだけの家族の力はなく、地域包括ケア体制が育つのを待つ間に、家族も地域も疲れ果ててしまうのではないかと心配になります。高齢者は住宅内での転倒事故などにより要介護状態になるケースがあります。要介護の発生を未然に防止することで日常生活をできるだけ長く維持できることは、結果的に介護給付費の削減にもつながります。住宅改修費助成事業の対象者を村独自で介護保険非該当者に拡大するよう求めたいと思います。

以上、村長の御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしてみたいです。

最初に、子育て新制度3年目の評価はということでお答えをしてみたいです。保育士の採用状況についてでございますけども、議員御指摘のとおり、全国的に保育士不足の状況でありまして、本村におきましても、保育士の確保においては非常に苦慮をしているという現状があります。正規職員の採用につきましては、一昨年度2名の採用を行いまして、来年度、30年度に向けては1名の採用を予定をしておるところであります。

次に、保育士の加配補助制度の聞き取りに対しての回答はということですが、県からの提案のありました加配補助制度案は、4、5歳児の保育士の配置基準を30人に1人というものを、25人に対して1人の保育士を配置するという案でございました。現状で本村は、この25人に1人ということではなしに、半分に1人だと。半分に1人と、言い方悪いですけども、4歳児でいますと、20人のクラスに2人保育士、それから14人のクラスに保育士が1人、それから5歳児では、30人に2人ということで配置をしておりますので、そういう意味では手厚いといえますか、質の、内容の濃いものを配置をしておるといってございまして、お答えをするものであります。そして、県の提案に対しては、実施をするということで、それは県が一部の持ち出しをされなければならないということに始まりますので、それはやる方向での返事をしたところでもありますけれども、県はその調査をされましたけれども、保育士確保が困難であると、それから財政的な負担がふえるとの理由から、賛同されない市町村が、市町ですね、市と町ですね、我が村はオーケーしたわけですので、賛同されない市と町が多く、制度創設を見送られたものと

伺っております。

次に、小規模保育所との合同の職員研修の進捗状況と、その成果と課題はという質問にお答えをいたします。6月1日時点で、日吉津保育所の園児数は117名、パジャちゅうりっぷ保育園の園児数が、小規模保育所ですが、14名、それから日吉津ベアーズの園児数も14名で、総勢145名の子供たちが村内の保育所に通っており、お預かりをしているということでもあります。

平成27年の4月から、小規模保育所を2カ所を開設をして、許可をしたわけでもありますけれども、毎月1回、日吉津保育所で3園合同の職員研修会を開催しております、職員会ですか。これは保育士と栄養士それぞれ分かれて開催をし、村内の子供たちを育てるという観点から、職員の共通理解を図るために行っておるものであります。そのほかには、年1回、各園の保育参観を実施し、保育内容、環境構成、給食の状況等、職員同士の情報交換の場として実施をいたしております。また、職員だけでなく、毎月1回、2歳児の3園交流会を行っております。そのほかには、日吉津保育所の運動会に小規模保育所の2歳児とその保護者も一緒に参加をしてもらっておりますし、秋祭りにも、小規模保育所の全ての子供と保護者が日吉津保育所に一堂に集まり、親子の触れ合いの場、保護者同士の親睦と交流の場として楽しんでいらっしゃるということでもあります。このほかの職員研修としましては、日吉津保育所で実施する研修に参加を呼びかけいたしております。

成果としては、日吉津保育所に3歳児から入所する際の子供と保護者のスムーズな保育所移行ができるなどが上げられると思います。そして、一人一人の子供の発達に合った保育が、ゼロ歳から保育をすることによって、さらには3園が共通で職員会をすることで、共通した子育てができるというふうにしております。

課題として、全職員の共通理解の持ち方や、日々、自分たちの園で保育をしながらの3園合同の職員研修参加への環境づくりは、やっぱり厳しいものがあるなということが上げられるというふうに思います。

次に、子ども・子育て支援事業計画見直しの必要性についてお答えをいたしますけれども、保育量の見込みは、計画よりも若干緩やかな増加傾向となっております。おおむね計画どおりで推移をいたしておりますけれども、今年度が計画の中間年で見直しの年ということでもありますので、見直しの必要があるか、いま一度現状を精査しながら、日吉津村子ども・子育て会議等でも検討をしていただくということ考えております。

次に、保育量の見込みと確保方策、取り組み状況についてでありますけれども、現在、年度当初でも利用定員にかなり近づいている状況がありまして、さらに年度中途に育児休業明けや転入

などで途中入所もふえております。認可定員や保育士配置基準において、先ほども保育士の配置の状況を申し上げましたけれども、法的には問題がないものの、利用定員を超えながら保育を行っている現状もありますので、特に小規模保育所におきましては、認可定員の19名、現在14名お預かりしておりますけれども、19名までの対応をお願いし、調整を図っております。特に職場復帰をされるということになりますと、半年からかなという気がしております、6カ月からかなという気がしておりますので、小規模保育所のほうの受け皿を確保しておく必要があるというふうなものであります。

それから、現在の日吉津の保育所に医務室の設置を望む声があるということでございますけれども、議員御承知のとおり、事務室の一角に、床から多少、15センチほど高さを上げたところで畳3畳を敷き詰めて、カーテンで仕切ったスペースを医務室と位置づけて利用しております。通常、保育所の中で、その保育時間中に子供さんが体調を崩したり、発熱があった場合には、御家庭に連絡するわけでありまして、迎えに来られるまでの時間差などもありますので、ここで布団を敷いて休むなど、子供たち一人一人の体調の変化に配慮しながら看護師と、または所長がそばに寄り添い対応をしているというところでございまして、そのコーナーにはエアコンも設置しておりますので、静かであったり、体温管理も適切にできる空間で過ごしていただいとるということでもありますので、今の医務室コーナーで対応ができていうふうに考えております。

次に、質問の2点目の介護保険の非該当者の住宅改修をという御質問でありますけれども、住宅改修費の助成につきましては、介護保険の要介護、要支援認定を受けた在宅の高齢者が、手すりの取り付けや段差の解消等の一定の住宅改修を行われた際に、20万円を上限に、介護保険より給付が行われるものでありますし、これを年間10名から15名程度の利用が、あるいは実績があつておるようであります。さらに、村の高齢者居住環境整備事業として、介護保険給付の対象となる住宅改修費が支給限度額でございます20万円を超えたときは、本人及び配偶者が村民税非課税の場合、20万円を超えた部分の住宅改修費について3分の2の村独自で助成を行っておるところであります。

本村の介護保険の申請は年間約150件ほどありますけれども、その認定者数は、近年は横ばいの状況で目立った減少はありませんけれども、団塊の世代が75歳になられるということでは、目立った増加ということではなし、横ばいの状態ということでは、いい方向で捉えなければならぬというふうに私は思っています。

住宅改修について、高齢者の日常生活を支援し、在宅生活を送る上での安全確保など、本人や

介護者の負担軽減につながるものとして、その必要性は高いというふうを受けとめておるところでありまして、実績が10件から15件という内容であります。しかしながら、個々の状況がさまざまであるわけでありまして、非該当者への助成は対象範囲の設定などの難しさもありますので、現行の介護保険給付と村の高齢者居住環境整備事業をもって、高齢者が住みなれた住宅で安全に自立した生活を送れるよう支援を継続してまいりますので、御理解をお願い申し上げて、江田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） よろしくお願いいたします。

まず、最初の子育てのほうですけれども、1番目の待機児童の深刻な問題です、保育士さんの採用の。これにつきましては、県の、自治体の保育行政評価の視点と改善課題ということで、畑先生といって、鳥大の先生がいらっしゃいます。非常に、子ども・子育て新制度が導入されるに当たって、いろいろな鳥取県内の子供の置かれておる環境とか保育所のことを調査を熱心にされた先生なんですけれども、その畑研究室の自治体訪問調査報告書っていうのを見させていただきました。それは2015年度の調査の活動についてですけれども、これを見せていただきますと、指摘事項として、県内90%の自治体で保育士確保が困難であるということ、保育士確保の成否で待機児童発生の変向が年度途中に変化してくる。それと、公立保育所、認定こども園で正規職員が5割以上の自治体が、5割以上が29.4%、5割以下が70.6%、また非正規、有資格者と無資格者の比率は、半数の自治体で無資格者が日々の保育の補佐として従事をしている。また、非正規雇用の場合、退職金、定期昇給など困難な労働条件、非正規保育士確保の困難性は県内全域に共通する深刻な問題であるというふうに言っておられます。

また、この考察の中で、保育士の専門性の観点から見て、雇用が細切れになるため保育士という専門職としてのキャリア蓄積を見据えながら、今どのような力をつけるべきか、保育士本人自身が捉えづらい、そのことで自己の保育士としての将来が不透明となり、保育職としての士気向上につながることに困難を伴う。次、任期に定めがある職員を保育の中核に位置づけることは、中長期的なビジョンで各自治体の保育を考えた場合に、結果として保育の質に影響を落とすということが懸念されるということを考察しておられます。結論的には、今後、認定こども園に移行するか否かも含めて、町村の保育行政の中心的課題は、公立保育所の運営のあり方が鍵を握っているというふうに捉えていらっしゃいます。

この報告書について今お話しさせていただきましたけど、村長の感想をお聞かせいただけませ

んでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 正規職員と非正規職員の比率などは50%を切っておるという状況は、我が村にも当てはまる内容であります。公立保育所の国の考え方は、それは公立でやっておるので非常に自治体運営としては難しさがあるということで、もう10年以上前から、なぜ指定管理に出さないかみたいなのところもございまして、地方の自治体はそんなことはできませんよと、公が抱えて直営で保育所をやっていたらなければならない現状があるという中で、今、ゼロ、1、2の話が出ましたが、現実には保育士の配置基準は、例えば5歳児ですと30人に1人という基準は変わらないということで、かつてはその基準に対して保育所運営の補助金があったわけでありますので、今はそのようなものは、公立の保育所にはなくなったということで、かつては国と県で3割、保育料で3割、それから市町村が4割出しとったということですけども、今は国、県の補助金がなくなりましたので、保育料を大体3割もらって、あとの7割は町村費でやっておるという実態だと、アバウトで言いますと、ざっくり言うとそんなところですので、非常に難しさがあると。それで、今、保育はゼロ歳からお預かりをするということですので、就学前の5歳児と1歳児の保育の人数といいますと、ほとんど同じほどの数を保育しなければならない。かつては3歳以上だけを預かって保育しておったという状況がまだまだ引きずられておりますので、そんなことになってないということや、それから国の補助金が、交付金なりが期待できないことになりましたので、自前でやらなければならないということでありますけれども、でも、やっぱり子供さんを育てやすい環境をつくり上げていくということが地域をつくっていく上での、稲穂の、水田の話がありましたけれども、やっぱり子供さんをどんなふうに育てやすい環境を我々自治体としてはつくり上げていくのかということが、住んでいただく人が一番判断される材料になっておるというふうに思いますので、従来どおり、待機児童を出さないとか、そういうことを、出さないということを前提にしながら、さらには、どこも待機児童を出さないというのは日本全国の課題になりましたので、それでは今度は保育の質を上げていくということに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 本村の場合は、保育士の配置が非常に充実してるなっていうことはずっと以前から思っておりました。本当に年度途中で受け入れてもちゃんと対応できるような体制が、もう年度当初からつくってあるというように感じておりました。

今、なぜ保育士が確保できないかということをやっぴりいろいろな研究者も研究を始められま

して、どうやら国の保育単価にほとんど原因があるのではないかという研究者が数多く出てきました。私もよくその書籍読んでみますのに、やっぱり、例えば今の保育士の配置基準の4、5歳児が30対1っていうのは、今から68年前の数字だそうです。もう本当にこういった形で国、やっていますし、それと、どうも幼稚園と公立の保育所の単価が非常に差別的といいますか、物すごい違う。例えば保育所での労働時間は全て子供との保育時間のため、幼稚園ではその日の保育記録とか行事などの準備などは結局保育単価の中に入ってるけれども、公立保育園はそれがサービス残業というような形になっておって、例えば、このたび11時間保育するようになりましたよね。それが8時間労働で保育単価が決まっていますので、本来なら3時間分は単価に上乗せしてもらわんといけんに、それさえやってないというようなことを専門家はそこまで突きとめています。本当に事ほどさように、それ読んでみますと、非常に民間に保育を、何ていう、誘導する政策っていいですか、民間の企業に任せる、そういったことに誘導することがあるのかなっていうのがった見方をしてるんですけれども、非常にそういったあたりで、保育単価の範囲内で今の現場の子供たちを、いい保育を提供しようと思えばどうしても、何ていいですか、保育士さんの賃金を抑えぎみにしないと運営していけないっていうような状況が生まれているので、やっぱり国の保育単価と現場の状況が全く乖離した状況で単価が決められて、それが運営費として補助金で出てるわけですので、そのあたりをやっぱり根本的なところを変えないと、この保育士の確保するっていうことにはなかなか道が開けてこないじゃないかというような、畑先生もそのように分析されてますけれども、そういったことが今、聞かれております。

そこで、日吉津村の場合は本当に配置基準については、1歳児は県が上乗せしてますけれども、それにしても日吉津村の場合は、非正規の割合は高いですけれども、有資格者をちゃんと配置していただいて、そのあたりでは安心しておりますが、ここをどのようにして、何ていいですかね、町村ではもうどうしようもないといって諦めるわけにもいきませんですけど、村長はこのあたりを、どのようにこの保育士が確保できないっていうことを分析していらっしゃいますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 国の子ども・子育ての制度が27年度から新たに始まって、都市部の待機児童の問題がクローズアップされて、全国一律の判断で物事を見るようになった、土俵の上で見るようになったということがあって、非常に我々自治体としては残念だなという気がしております。小規模保育所の開設に当たっては、2園ありますけれども、そこに対して1名の加配をつけるようにということで、それぞれ補助金を出しております。

それから、我が村の正規の保育士と非正規の保育士の賃金格差の問題でありますけれども、正

規職員は公務員の待遇ですので、ここはいわゆる報酬的には問題ないということですが、非正規の方は決してそうではないという、御質問のとおりでございます。これは民間の話を基本に政府が物事を言っているというところがございますので、その動きを見ながら非正規の皆さんの処遇を改善していく必要があるということで、これまでも従来から近隣の様子を見ながら非正規の皆さんの雇用条件をなるべく改善しようという気持ちで取り組んできたところがありますけれども、さらに今回の保育士が不足をするという中での取り組みとしては、やっぱりその政府のほうの動きを見ながら、そして民間の動きを見ながらやっていく必要があるかなというふうに思いますが、現実には民間の保育所のほうで県内でも職員を採用されるという動きが平成27年から、何ていいますか、目に見えるようになりましたので、非正規の職員の方はそちらのほうに移行されたという方も相当目にしたところがありますので、相対的にはやっぱり有資格者が何十万人いらっしゃるといっても、でもそこはやっぱり家庭の事情でまだまだ保育の現場についていただけないという状況がありますので、そこを見ながらやっぱり、なかなか難しいですけれども、比例したり反比例したりする部分がありますけれども、保育をしっかりとやっていくためには、やっぱり人の仕事ですので、人の、まずは数をそろえて、さらには質を上げて保育を確保していくということが大事だというふうに考えます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 確かに保育の仕事は人の仕事です。保育士さんがすっかり疲れていらっしゃるというような状況では子供さんの、なかなか包容力を持って子供さん見ていただくことを困難だろうと思いますので、少しでも改善の方向でよろしく願いいたします。

国のほうも、何ていいますか、処遇改善のいろいろなメニューをそろえて提示しておられるようですけれども、やっぱりさすが子供と日々向き合っておられる現場だと思っては思いますが、例えば、県の資料にありましたけど規制緩和ということで、ゼロ、2歳児向けの小規模保育所で定員19人のところ、22人まで見てもいいですよというような規制緩和が図られたそうですけれども、それを受け入れたのが1割ほどだったそうです。それで、保育の質が低下することが非常に心配だからという自治体が多かったという辺では本当に、何ていうか、私たちうれしい気持ちで聞かせてもらいました。

それとか、もう一つの対策として、何か役職を新たに設けたその保育士に月給4万円上乘せするという、これも非常に不人気な何か処遇改善の提案だったそうでして、県内のある園長先生から、こんなものを職場に持ち込んだら職場がばらばらになってしまうということで、非常に、それならあっさり月給を上げてほしいというふうに言われたそうです。そういったことでなく

って、本当に、何ていいでしょうか、保育士さんが働きやすいような職場をぜひとも今後も維持していただきたいなと思っています。

先ほど村長がおっしゃいましたように、人材は本当に財産だと思って思います。保育士さんの仕事は、基本的には保育士という人の携わる仕事ですので、その力量によって保育所の内容も変わってくると思いますので、ぜひとも今、研修も3園が集まって研修していただいておりますので、ぜひともそのあたりを続けていただきたいなと思います。

小規模保育所との関係で、研修はしていただいているということはわかりましたけど、連携施設としての日吉津村の役割なんですから、これについてはですけども、例えばベアーズとパジャと両方ともなんですけど、この2年間に事故とか、そういったことはなかったでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

特に大きな事故というのは何っておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 例えばですけども、例えば事故があった場合の村としての責任というのはどういうふうな立場なんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 基本的にはその園の中で対応していただくということなんですけど、日吉津村としては指導管理の責任がありますので、そういったことに関して、その後の指導とか、そういうものは必要になってくると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。

それともう一つ、監査し指導するということになってるようですけれども、監査はされるんですか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） その財政的なことの監査ですかね。

○議員（6番 江田 加代君） いや、事業。

○福祉保健課長（小原 義人君） 事務監査。

○議員（6番 江田 加代君） うん。

○福祉保健課長（小原 義人君） 大きなところでの事業の計画等は拝見して、それを見させていただいて評価もさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） それと、私も2園の現場に行かせていただいたんですけども、本当に職員さん、保育士さんが、何ていうかね、狭い空間の中をいかに有効的に使おうかって、物すごい工夫していらっしゃるなということを感じました。一生懸命頑張っていたらということとはよくわかりますけれども、どちら、それにしても1園はテナントの保育室ですので、中身を、ただ預かっておればいいというようなことではないんですけども、ぜひとも中身についてよくよく、時々行きてみていただいて、点検していただきたいなって思います。

あそこに訪問したときに、パジャちゅうりっぷについては専用駐車場がありませんので、エレベーターも使って屋外とか上の駐車場を利用されてるみたいですけども、非常に不便だということのようなことを聞いてたんですけども、そのあたりの、駐車場何台分は確保すると、していただくというようなことはやっぱり難しいことなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

そういった要望も出してます。それから、玄関、入り口の話とかも提案はさせていただいておりますけども、なかなかパジャさんだけの話では解決しない、イオンとの関係もありますので、現実的にはなかなか話が進んでない状況と伺っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 非常にイオンの利用客さんの託児もされてますので、本当に空間が狭くて、ちょっと日吉津の保育所で保育受けてる子供とできるだけ格差がないようにしてあげたいなって思うんですけども、狭い空間を本当に保育士さんが苦勞して上手に使っておられます。定期的には行きていただいていると思います。

もう一つは、そんなに費用かかりませんので、空気の排気ガスが、両方の小規模ともなんですけども、定期的に検査をされたらどうでしょうかということ、一緒に来た県の保育の会をされてる方が、ぜひ村に要望してくださいというふうに言われたんですけど、そのあたりは一回もしていただけてないですか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

空気の清浄の件に関しては、私ちょっと把握しておりませんが、もしやってないということであれば、その辺も対応していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 医務室の設置についてですけれども、これは議会と語ろう会でもお話しはあったんですけれども、実は県議会のほうに保育の充実を進める県の会の方が要望書を上げておられました。その中に医務室の、コーナーではない医務室を設けてくださいというようなこともありました。確かに私、そんなスペースもないし、日吉津村の場合もう手いっぱい、保育室も拡充していただいてあのスペースはなかなか難しいなって思っておりますけれども、ただ、私、これなぜ一般質問で取り上げたくなかったかといいますと、実は議会の教育民生常任委員会が日吉津村の保育所に視察に行かせてもらいました。そのときに、所長さんの話がとってもよかったです。それは、建物は少し古くても中身の充実が大事で、質の高い内容の保育を提供することに努力しておると。そして、この体制の充実を図っていきたいっていうことを何回も何回も言われました。だけれども、非常にそれ、保護者の方に対しては声をかける、そして職員同士については、職員に対しては教育環境をどう改善したらよいのか、何か必要なものはないか、全部には対応できないけれども、声を上げてくださってっていうことを常日ごろ言っておるということをお聞きしました。私、この姿勢、本当に大事だないって思いました。私も確かにこの医務室のことをいうのは、もうスペースもないし、あそこの3畳の畳以外にどこにスペースとるのかなって思ってたんですけれども、この保育所長さんの話を聞いて、今すぐに実現できなくても、やっぱりそういうことに、子供たちに、そういうことに敏感に反応して、やっぱり声に上げていくということが大事だなということをそこで勉強させてもらいました。どう考えても子供たちは、何ていいますか、まだ未熟ですので、いろいろなことを、これしてください、あれしてくださいっていうことを言う能力が備わってませんので、その辺はやはり今々困難なことでもどんどん声を上げていくというような、そういった保育士さんの姿勢は非常に子供たちにとってはうれしいことだなって思いました。

そういった意味で、いずれ保育所も新しくなるとは思いますけど、そのときにはぜひとも医務室も充実したものをお願いしたいと思います。今あるスペースが、ちょっとカーテンで仕切ってあるんですけれども、いろいろ工夫されての結果だと思えますけど、何とかなればいいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 医務室の必要性というのは、今の段階では、質問のように独立したものをつくることができるスペースがないということですし、それから、仮に施設を新しくするとき、医務室についての必要性をしっかりと議論する必要があるというふうに思ってます。感染症等の発症の初期の段階で、ほかの児童、子供に感染させないというようなことがありますし、た

だ、そこには、部屋を独立したものにしてしまうと、専任で人が係らなければならないというようなこともありますので、そんなことも検討しながらやっていく必要があるかなというふうに思っています。

最近の新しくできた保育所を見てますと、子供1人当たりの保育面積が非常に大きくなってるのではないかというふうに僕は思っています。基準はどうか知りませんが、非常に保育室の大きなものが、このごろの保育所はでき上がっておりますので、やっぱりそんなことでの新しい施設ということになると、そんなものが必要なのかなという気がしておりますので、新しいものということになると医務室あたりも、さっき言ったような整理が必要かなというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 保育の問題で最後になりますけれども、3月31日に改定保育所保育指針というのが告示されてます。それで1年間の周知期間を得て、来年、2018年度より実施をするということのようです。ほんで、指針と要領等の改定がいろいろ言われているんですけども、私、この提出いただきました資料を見ますと、本当に目標とかあはしっかりしたものを立てて頑張っていたいておりますが、この保育指針を、1年間の周知期間を得て来年から見直していくということなのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

その改定の詳細について、ちょっと把握して、承知しておりませんで、申しわけありません、また調べてみたいと思います。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ぜひ細かいところまで調べていただきまして、私、思いますのに、要望しておくようなことになるかもしれませんけれども、何ていいますかね、ころころ制度が変わります。そういった中で、何ていいますか、公立保育所がせっかくありますので、その公立保育所でも長所ばかりでなくて、短所もありますので、長所、短所をちゃんと確認していただいて、いいところはどんどん伸ばしていただいて、問題点を改善していくっていうことの方で努力していただいて、国が示したものをすぐ、その勢いに流されてしまわずに、そういった、じっくりと中身を検討していただいて、今まで立派な指針がありますので、ぜひその方向でやっていただきたいなど。このごろ、どうもころころ制度が変わりますので、じっくり時間かけて、よろしく願いいたします。これは要望しておきたいと思います。

最後に、5分ほどで、この住宅改修のことですけれども、私この給付費の一覧表を見せていただきまして驚きました。かなり給付費が落ちてますよね。予防のほうも給付のほうも、すごいですよ、私、驚きました。予防給付については24.4%減ってますし、介護給付は13.1%落ちてます。（発言する者あり）ええ。中身を見ましたら、特定施設入所者介護っていうのがどんと、9割方減って1割になってますけど、これをちょっと、それのかわりに訪問リハビリがかなりふえてます。これはどういう傾向かなと思ってみたんですけれども、それが、どうも聞いてみますと、特定施設入所者生活介護っていうのが、指定を受けた優良老人ホームや軽費老人ホームだそうなんですけども、その入居者の介護サービスをその施設内でされていたそうなんですけど、それが、外部のサービスを利用しないと減算ですよというような、どうも方向になっておるそうです。恐らくその施設、私、退所されたのかなと思ったんですけど、その施設にはいらっしやいますけれども、その施設の中のサービスじゃなくって、外部のサービスを利用されるようになって、多分この訪問リハビリががんとふえたのかなって思います。

そういったことを考えたときに、この改良事業なんですけど、住宅の。やっぱり安定的なのは在宅ですわ。本当に施設なんかも、補足給付がかなり、対象者が減らされました。ああいった形で給付費を抑制してきますので、どうしてもそのあたりに、いろいろ制度が変わってきます。そういったことに今度は振り回されてしまいますので、本当に住みなれた我が家で住み続けたいっていう、そこを大事にしてあげて、在宅で過ごしていただくということに力を入れたほうが、確かにこの今の介護給付費は持続可能ということしか言いませんので、持続可能にするためにだんだんだんだん使い便利が悪くなってますので、そのあたりは、在宅については我が日吉津村で皆さんの目配りして見てあげるといようなことでいいなと思ってますので、こういったことをやっぱり分析してみると、ちゃんと数字に出ています。出てますので、そこに惑わされんように、在宅でしっかりサポートお願いします。以上、いかがでしょうか、ちょっとその介護給付費がどんと落ちてます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 何といいますか、介護保険が平成12年に始まったときは、制度を走りながらつくり直していくという方向で始まりまして、高齢者ができる機能まで取り上げてしまったという、生活不活発病になったというようなこともあっての反省も、それから施設給付が伸びたという反省もあって、団塊の世代の2025年問題を考えたときには、やっぱり施設系は、特に都市部においては不足するということで在宅重視ということにそのシフトを切りかえられて、介護保険のパイをできるだけ小さくするといいますか、伸びを抑えるというような方向にシフト

されておりますので、在宅の方向というのはまだまだ強まってくるだろうし、またそういうことでないと地域も大変かなというふうに思っています。在宅で人生を終わるという選択のときに、従来の家族がみとるとか、親族がみとるといようなことでは終わりが迎えられないということがあります。それは地域の皆さんの、隣近所であったり、訪問ケアであったりする中での最期を迎えることになりますので、そういう方向にシフトしながら在宅での、住みなれたところで終わられるという方向に力を入れていきたいというふうに思いますが、実は鳥取県西部は、介護も医療も入所施設が全国的に見ると一番充足をされておるところでありますので、特定施設等を経営してらっしゃる皆さんは、これからあきが出るのではないかというような心配もしていらっしゃるわけでございます。でも、決してそういうことにはならないとは思っています、この地域でも施設が不足するであろうと。それは経費の面も含めて、施設が不足するであろうというふうに思っていますけども、方向としてはやっぱり在宅の方向ですので、できるだけ在宅の支援はしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 終わります。

○議長（山路 有君） 以上で6番、江田加代議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、3番、松本二三子議員の質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は、2点について質問させていただきます。

まず、1点目は、5月31日で、開館してから丸2年を迎えたヴィレステひえづについて、活用状況はということで伺います。①として、2年がたち、公民館や図書館での活動や行事は落ちついてきたようにも思えますが、実際はどうか、問題があるのかなのか。②として、会議室やヴィレステホールの活用状況や使用料、また、料金設定、有料なのか無料なのかは明確に示されているか。③として、個人、団体会議室などを利用したいという申請に対する決定権や責任は誰にあるのか、村長、施設長など。④として、公民館、図書館、健康増進の3機能がお互いの機能を高め合い、よりよいサービスの提供が期待されていましたが、具体的な成果は見られたのか。⑤として、いまだに場所がわかりにくいという声を聞きますが、村外の利用者などはスムーズに来館されているのかです。

2点目は、配布文書の役所言葉はどうかということでお聞きします。各課から会合や講演会の文書をいただきますが、その中で、「出席方、よろしく申し上げます」という文がありました。

調べてみましたところ、間違いではありませんが、最近は使わずに、「出席していただくようお願いいたします」などとするということでした、ということ①としてお聞きします。②として、以前から配布の文書が各課で随分違うなど感じていました。全く同じがいいとも思いませんが、なれていない新しい職員さんにも手本となるようなマニュアル、手引書があってもよいのではと思ってお聞きします。③として、以前、同僚議員からも出ていましたが、文書を各家庭に出向いて手渡しするという配布方法は、その後どうなったのかお聞きします。

以上で、必要があれば再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをいたします。

ヴィレステひえづの活用状況ということでございますが、2年がたって、公民館、図書館の活動や行事はということでございますが、図書館では、昨年度において夜図書事業、夜の図書館を開いたなど含めて、延べ29の事業を行ったということで、現在も毎月複数の行事を実施しているということでもあります。

それから、コミュニティセンターということで、かつての中央公民館のような機能であります。グループ活動を中心に事業を実施しておりまして、今年度5月に、英語のBで、3B体操がグループとして定着したところであります。「さんびー」でいいのかな、「すりーびー」かな。

（発言する者あり）「さんびー」でええな。数字の3とBで、3B体操がグループとして定着したところであります。このほかにも新たなグループの定着を目指しております。今後も図書館活動、グループ活動が盛んになるような事業を実施をしていきたいというふうに考えます。

会議室やヴィレステホールの活用状況や使用料、料金設定は明確に示されているのかということでもあります。まず利用状況ですが、会議室やホールについては、村内外の方に利用いただいております。昨年度は会議室が月平均800人、ヴィレステホールは月平均600人御利用いただいております。施設使用料につきましては、ホームページ等で掲載しておりますし、申請窓口にも掲示をしております。また、料金設定については、目的の部屋ごとに、そして利用の時間帯ごとに定めておるものであります。使用料の減免については、ヴィレステひえづ施設使用料減免申請書の提出があった団体に対して、村長が認めた場合に限り減免としておるということで、使用料の減免については村長決裁まで上がってくるということでもあります。

それから、申請に対する決定権は誰、責任はということであります。複合施設設置及び管理に関する条例第7条では、使用者は施設長の許可を受けるように規定しております。施設使用の

申請については、施設長がそういう意味では決定をします。

それから、次に、3機能、コミュニティセンター、図書館、健康増進の具体的な成果はということでお答えしますと、ヴィレステひえづは、楽しく集える癒やしと学びの場としてコミュニティセンター、図書館、健康相談健診センターの3つの機能を持たせたということで、村づくり、人づくりの拠点として開館以来、会議、展示、グループ活動だけではなく、村民有志によるヴィレステ楽座のように村民の主体的なイベントも開催されるなど、新たな活用も生まれておるといふものであります。健康相談の健診センターでは、健診業務や相談業務などを行っております。去年は、キャンドルナイトや生涯学習大会の際に相談がふえるなど、連携もできつつあるというふうに思っています。今年度もまちの保健室事業を定期的実施をして、他機能と連携しながら健康寿命の延伸事業を進めてまいりたいというふうに思います。特に、ヴィレステ機能の生涯学習や各種健診を通して家族の健康に意識を向ける、図書館の活用でさまざまな情報収集や気づきを促すなど、3機能の連携をより強化することにしてまいります。このほかにも、健診や講演会の開催時にはそれぞれテーマに応じた図書を並べて、利用者に読んでもらうなど工夫を凝らしており、3機能で連携をとって事業を進めております。

開館当初は、利用に関して、カーナビやスマートフォンの地図アプリに場所がうまく表示されない当然のふぐあいがありました。ということで多くの問い合わせがございましたが、現在、住所が反映されるようになりましたので、今では、初めて利用される方や、カーナビやスマートフォンなど検索手段をお持ちでない方からの問い合わせがあるのが現状だということで、スマートフォンやカーナビからは検索ができるようになったということでもあります。今年度は、不十分さのある表示ということでは、案内看板をふれあい通りと県道との交差点に設置をすると、ヴィレステの前の通りと県道の交差点に案内看板を設置をするという予定にしておるところであります。

次に、質問の2番目の文書配布の役所言葉はどうかという内容でございまして、御指摘のとおりであります。配布する文書については、担当職員が作成したものを担当課と担当課長でチェックをしながら文書を出しておりますけれども、今まで作成された文書を引き継ぎながら使用して、ありましたように、「出席方、よろしくお願ひします」といった文書については配慮が足りないということでもありますので、今後は読みやすい表現に改めてまいりますので、そのような、それぞれの部署での改善に努めていきたいというふうに思います。

それから、文書に関するマニュアルでは、鳥取県が編集した「文書事務の手引」がございまして、これを参考に作成してきておりますので、読みやすい表現になるよう、職員への周知に努

めてまいりたいというふうに思います。当たり前のことができてないということだと思っています。ということで、あわせてマニュアルについても検討していくということで取り組みをしていきたいというふうに思います。

それから、各家庭に出向き手渡しをするという文書の配布方法でありますけれども、以前はそういうことで週2回の配布を職員が行っておりましたけれども、行財政改革などによって効率化を図るという、現在の週1回の郵送に切りかえさせていただきました。急ぐ場合など、直接職員が配布することもございまして、中には手渡しということもありますが、原則、郵送ということにしておりますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、郵送にして、今の日々の、1週間に1回郵送するための事務作業を感覚的に見ますと、あの量からすると、今、到底到底職員が手配りでということとはちょっと不可能に近い状況かなというふうに思っておりますし、健診あたりも、他の自治体によれば、広報紙でその健診をお知らせするという内容のようでありますけれども、我が村は個別の通知をしておるということで、村民の皆さんに健診等の取りこぼしが無いような配慮はしておるつもりでありますので、そういう意味では、なかなか手渡しでそれを全部というわけにはならない時代になったなということで考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問に入ります。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの3機能で、お互いの機能を高め合っているというのは、私もよく講演会などに参加させてもらってますので、よくわかってるんですけども、本当に講演会のときにテーマごとの、図書館で工夫されてるとかってのも見えますので、よくできてるなと思います。

1つ言わせてもらおうと、健診の部屋がありますよね、何ていえばいいんでしょう、健診室ですね。あそこは相談室にもできるとおっしゃっているんですけども、ちょこちょこ見る限り、ヴィレステにおられる相談を受ける職員さんは、やっぱり聞きやすいのか、出会いストリートでしょうか、あそここのところでも本当によく相談を受けておられるんですけども、あそここのほうが受けやすいのかなと思って聞いてるんですけども、そうそう人様に声が聞こえることもない広さですので、やっぱりあっちのほうがいいのかなというように見させてもらってます。そうするところで、1つ聞きたいのは、この健診室というのがあるんですけども、ヴィレステに。あそこは、私の意見というわけではないんですが、何人かからの質問があって、あそこがなぜずっと健診とか以外に使われていないのかということがありまして、どうも暗く見えるようでして、私の知る

限り、健診のときと職員さんの年に1回かな、あれがある分と、あとは何かの講演会の先生が待っている部屋みたいな感じの感覚があるんですけども、あそこは、ホームページを見る限り、最初から健診室は一般への貸し出しは行いませんという、米印であるんですけども、あそこを全く、何かに開放するっていうことは今も考えておられないかお聞かせください。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員の御質問にお答えします。

健診室につきましては、平日でいえば保健師がおりますし、土日も保健師を常駐させております。その健康相談をいつでも受けれる体制、先ほどホールでという話も、出会いストリートですか、でやってるということも現実としてあるんですけども、基本はその健診室を使って相談を受けるといことであけているということでもあります。ただ、非常に健診、機会が少ない、健診、相談を受けてる機会が少ないもんですから、何かいつも閉まってるような感じになっちゃってますけれども、基本的には使用はしていただくことにはなっていないんですが、例えばほかの会議室が全部もう詰まっちゃってるというような場合にはやはり、それなのにあそこを使わないということはないと思いますので、そういった使用法はこれから考えていく必要があるかなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 使えるということでしたら、もう一つよく耳にするのが、出会いストリートで勉強、学習をしている学生さんが気の毒ではないかという意見が、どうしても何人かからあるんですね。これは以前にもあったんですけども、図書館が狭いとかの理由で学習コーナー、これももうホームページに載ってます、図書を使って学習するときはいいですけども、ほかのときは学習コーナーに行ってくださいねみたいなことが写真つきで載っています。それがあいている時間に、先ほどのように健診室を開放してはどうかという意見も耳に入っています。その点はどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 図書室での学習は、やっぱりそこが独占的になりますし、いわゆる時間的にも場所的にも独占的になるので、当初から図書館のつくる議論の中では、規模決定においても、学習をそこですという発想は持ってなかったと、検討委員会の中でもその発想はなかったということだと思っております。それから、夏休みには2階を学習のための開放をして、利用する児童、生徒がルールを持って利用するという方向を打ち出しております、長期休暇のとき。それから、健診があいておるので図書、いわゆる学習の機会にするということになりますと、今度は学

習のほう为主体になってしまいかねないという懸念はありますので、随時の健康相談等が受けにくい、ロビーで、出会いストリートで受けておってもいいんですけども、そこではそんな位置づけをしておりますので、図書は、いわゆる学習のコーナーは、健診室に入れてしまうと、入れてしまうとといいますか、そういう利用をしてしまうと、それが全てになってしまいそんな懸念があるなという気がしておりますが、福祉保健課長なり、それから教育課長なりがそれぞれの立場での考え方を持っておるとい整理の仕方があるというふうに思いますので、必要があれば補足をしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） この、気の毒ではというのは、見ている大人の意見なんです、実際問題。利用している学生さんが、図書館とか部屋の中で勉強したいと言ってきたのをヴィレステのほうで、図書館は、資料使って調べ物や学習するときだけに利用できますと説明をして、渋谷出会いストリートで学習コーナーを利用しているのか、自分たちで、何も言わずに、学習コーナーって看板がちっちゃい机に乗っかっていますので、それで納得して利用しているのかっていうのを学生さんの意見を聞いたことはありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松本議員の御質問にお答えしますが、個々の子供たちに、今の利用状況でどうなのかということのアンケートなり聞き取りということは行っていませんが、開館当初から出会いストリートで勉強するスペースをつくって、そこで教え合いをしたり、それから、近くを通った大人の方が、きょうも勉強しちょうか、頑張っちょうなという声かけをしていただいたりというスペースで利用していただいと。子供たちもそういう環境で勉強をする、友達も来る、一緒に勉強ができるということで利用しているので、そこら辺にはやはり出会いストリートという言葉どおりの利用ができてるといこと考えていますし、図書のほうで、あいてるところで勉強させてくださいという声が開館当初にはあった、数まではちょっとわかりませんが、把握していませんが、あったということですが、先ほどもあったように、図書では、調べ物をするスペースだよと、勉強するならこっちのスペースですてねということ。

下口の行政懇談会、富吉の行政懇談会のところでもありました。子供やちがあそこで勉強しちょうけども、どげなだあかということ御質問がありましたが、今さっき御説明させていただいたように、みんな勉強をする、見合いをする、また、村民の方に声をかけていただいとこの環境を継続させていきたいなということ思っています。（「今度、夏休みはどげだかいな」と呼ぶ者あり）ええ、夏休みは2階の会議室でやっていますが、そこにも、いわゆる飲食は

しない、お菓子とか持って、ちょっと人の目の届かない、大人の目の届かないところがありますので、ちゃんと事務室に、いついつ誰々が来たということの届けをしながら利用するということ
でしています。やっぱり初めのころはお菓子を持って、ないしょで入っているような子がいたり
するので、そういうことの注意をしたり、先に入ったグループが独占的な何か雰囲気を出してし
まうということもあるので、そういうことがないようにということでの注意を、指導をしながら
利用をしていただいています。やはりなかなか大人の目が届きにくいところということがあって、
ヴィレステの検討委員会のときにもそういった部屋をということでしたが、なかなか大人の目が
届かない、子供たちだけでどう運営させるのかなという心配ありましたが、今のところ、夏休み
で利用させていて、二、三注意することはあっても、大きな問題は起きてないということ
で理解しています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 詳しい説明をしていただきましたので、もともとヴィレステは、
中高生が自発的に活動するというのも入っていたと思いますので、そういう点では頑張ってや
っているのかなと納得せざるを得ないではないかと思えますけれども、また声上がるよう
でしたら、その辺は検討していただきたいと思えます。

あと、ちょうど検討委員会という言葉が出ましたけれども、それはヴィレステひえづ運営審議
会と違っていうのとは別でしょうか。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 建設をするときの検討委員会と、それからヴィレステひえづを、ち
ょっと正式名称忘れてしまいました、ごめんなさい、長いんですが、計画ができて、こんなふう
に利用したらいいのにねっていう、松本委員さんも出ておられたと思えますけども、あ
あいった委員会の中で図書館の利用の方法とか、それから子供たちの勉強スペースはど
うするのとかいうお話があったときに、いろいろと話し合いをした結果、スペース的な
こともあるし、利用方法としてはこういった利用がいいんじゃないでしょうかという提
案をしながら詰めてきたものです。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 思い出しました、ありましたね。いっぱい意見を言ったよ
うな気がします。済みません。

じゃあ、ちょうど出たので、ヴィレステひえづの運営審議会という、運営審議会
でいいのかな、のことが、先ほど村長も言われた、日吉津村複合施設設置及び管理に
関する条例の第12条、そこでうたってありますけれども、読み上げますと、(1)が
学校教育及び社会教育の関係者、(2)が家

庭教育の向上に資する活動を行う者、(3)が健康増進に資する活動を行う者、(4)として、学識経験者、委員の定数は15人以内、任期が2年、再任は妨げない、これは平成27年の4月1日から施行されているんですが、2年ということは、これは任期が切れているのかなと思うんですけども、これはかわられたんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

運営審議会につきましては、ことしの3月に開催をしました。任期が切れるということで更新のお話をさせていただいて、更新をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ことしの3月に開催しましたとおっしゃいました。この2年間で、では何回開催されたんでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 28年度は、ちょっといろいろ災害等あって、総務課の事務局のほうでちょっと開催ができなかったもので、28年は1回ですけど、全体で3回ということで、第3回の運営審議会を開催しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） この審議会は3回がいいのかどうなのかわかりません、何もなかったのやもしれませんが、できれば、何でしょう、定期的に皆さんに意見をいただくような会にならないといけないんじゃないかなと思うんですけども、例えばその3回の中で、どんな意見が出たかなんてことはどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最近、一番、3月にした分につきましては、花火の打ち上げ場所のことや、それからキッチンスタジオのげた箱の使い方っていいですか、あと、御当地体操の関係、教育委員会と福祉保健課等々が「ひえづの歌」を利用した体操、そういう検討をしているというような話とか、匠展は引き続き続けてほしいというような御意見をいただいております。特に、キッチンスタジオのげた箱が中にあるということで、衛生的にどうかという話が一番課題としてあるところで、随時検討していくということで回答をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先ほど、括弧で4つ上げました学校教育から学識経験者さんまで、もう実際問題、これはヴィレステの図書館、健康増進、もう一つ、コミュニティ何とかっていう

分のいわゆる専門家さんが集まったような会ではないかと思うんですけども、その方たちが集まって、花火は多分、ヴィレステがあって見にくいみたいな話なんじゃないかと思う、げた箱はふだんから出ています、御当地体操の話も、大事なことだとは思いますが、そういうものを、内容をお話しするような会であっていいのかと思うんですけども、どんなものなのでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 基本的には、この3月については、28年度の事業報告と、それから29年度の事業計画について説明しておりますので、その3機能の事業についての御意見等を出していただくということが基本ではありますけども、皆さんの気のつかれたことを言っていると思いますので、その辺については特に課題等が、事業については特に課題がなかったというぐあいに理解しております。

委員につきましても、コミュニティ関係5名、それから図書館関係が5名、それから健康増進5名ということで、15名の委員でしていただいておりますので、学識経験並びに各団体から、グループ等から出ていただいているということで、できればいろいろな御意見をいただいて、さらにヴィレステがよくなるようにしていきたいというぐあいに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 審議委員さんが悪いと言ってるわけではないんですけども、図書館、この間、何月でしたっけ、図書館の方に来ていただいて、九州だか四国だったかと思えますけども、講演会などを聞いたんですけども、すごい地域で図書館を盛り上げようっていう、何ていうんでしょう、気迫すら感じたようなところだったんです、実際問題。今の状況を村民さんに聞きますと、やっぱり一番、活動なり行事なりが目につく、目につくって言ったら変ですね、頑張ってるように見えるのが図書館だという。行事も多いですし、先ほど言われたように数も多いので、そこのところを実際問題、たしかヴィレステは全部、図書館も館長さんは施設長さんだったと思うんですけども、頑張っておられるのはわかるんですけども、何ていうんでしょう、こういう審議会の委員さんたちが専門家なわけですから、もうちょっと相談ができるとか、もっとこうしたほうがいい、ああしたほうがっていうような意見が出るような会であってほしかったなと思うんですけども、今の、別に図書館が悪いって言ってるわけじゃないです、頑張っていますので、この間も九州のほうに見に行ったとか言っていましたので、頑張ってるなと思うんですけども、何でしょう、条例にまで上っている審議会ですので、もうちょっと活動3回ではなく、地震とかがあったのもありますんで、これから、2年たって3年、4年、5年とやっていかなきゃいけないので、その辺のところも考えていっていただきたいなと思います。

それと、以前、有料か無料かという、話がどんと飛ぶんですけども、施設を使うときに、無料というのも変ですね、減免されてるっていう言い方でしょうか、そのときに、前回、全部残ってると思います、前回、減免で無料ということでしょうか、そういう方は、次のときに借りても確実に減免されるっていう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 一応内規というものを定めてまして、全額免除、特に全額免除につきましては、村の執行機関等が主催するものという規定もありますし、一応は減免申請を、全額、村の執行機関が主催するものについては減免の申請は必要ありませんけども、基本的にはそのほかの方については減免申請を出していただいて、審査をしてということで、一応内規を決めておりますので、大体減免をした分については、提出をしていただいて、過去の確認をして、審査をして減免ということになるというぐあいに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。きちっとされているということですので、お願いします。

だんだん細かい話になっていくんですけども、ボランティア室というのがあります。ここは、読みますと、ボランティア室には協議机やコピー機などが設置してあり、ちょっとした打ち合わせや文書の作成、コピーなどの作業室として御利用いただけますという、書いてあるんです。これは、私はいつも印刷室の鍵を下さいと言って行くんですけども、よく考えるとボランティア室なんですね。このボランティア室という、本当に細かいですけども、名前の理由はどうだったんでしょうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 現在、特に自治会等が利用して印刷をされたり、いろいろ利用されております。ボランティア団体の方で、小さい部屋っていいですか、相談できる部屋ということでおつくりしましたが、特に今、相談というよりはそういう利用の仕方が多いのかなというぐあいに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 以前に議会のほうで図書館を見に行ったことがあるんです、大きなところ。そこにもボランティア室というのがあったんですが、そこはボランティアさんが活用していいところだったんです。もしくはこのヴィレステに対してのボランティアさんを募ってもよかったんじゃないかというような、最初あったんですね、そういうお話も。そういうの

が全くなく、コピー機が置いてあるのがボランティア室、机も置いてありますけども。そういうところが、この2年たってどうなのかなっていうちょっと振り返りをさせていただいてもいいのではないかと思います。

それと、よく印刷機は使うんですけど、あそこにコピー機があるのすら私は忘れておりましたけれども、ここを見ますと、白黒のみで1枚20円というのがあります。これを以前からお話がありました、同僚議員もよく言っておられましたけれども、20円は高いんじゃないかという意見がまた出てきていますけれども、これの根拠をもう一度お話しただけると、お願いします、こっちかな。

○議長（山路 有君） どなたがしますか。村長がせんとなかなか。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 村のコピーについても1枚20円ということで設定しておりますので、それと合わせてということで理解しております。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 村のコピーというのは職員さんがされるの、誰がされる村のコピーですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 役場に来られたときに必要で、外部の方が来られたときのコピー代という分です。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 村は、役場でコピーをしてあげるときに20円をいただくので、ボランティア室のコピーも20円ということですね。では、役場でするコピーを安くしてあげれば、ボランティア室のコピーも安くできるんじゃないかという単純な考えが出るんですが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 原価とかいろんなことをちょっと検討してみないと、今、安くということにはちょっと言えませんので。その辺はちょっと調べてみたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 以前聞いたことがあったんですけども、ボランティア室のコピーはお金を入れてやる分なので、20円っていう機械がつくってあるので、そこ20円入れなきゃいけないから20円っていう理由があったと思うんですけども、知っていてしゃべる私もなん

ですけれども。それが理由って言われるんですしたら……（発言する者あり）違う。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松本議員のおっしゃる、今のボランティア室のコピー機は、職員が
一々そこでお金の受け払いを、現金を、ヴィレステのほうではできませんので、あそこにボック
スを必要だということでコインを入れさせてもらってます。あれは、料金設定は20円であった
り10円であったり、それは自由にきくんですが、先ほど総務課長が言いましたように、20円
の設定は、役場の中でコピーは1枚20円という設定がありますので、それでヴィレステでコピ
ーをしていただくときにも20円という、役場の中の料金設定ということですよ。あそこが20円
しか入らないので20円をいただいているということではありませんので、そこはよろしくお願
いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 今の意見で、もっと安くできるんじゃないかというのが、心強い
意見をいただいていたけれども、今、コンビニに行ってもカラーで30円だと思うんで
すけれども、この白黒のみで20円っていうのは、やっぱりボランティアさんがこれから万が
一入るとして……。私は誰に向かってしゃべればいいんでしょう。忘れてしまいました。困るな
もう。とりあえず、20円が高いという意見がすごく出ています。じゃあ、わざわざ何かを印刷
するのに、隣の印刷機は20枚以上でしてくださいというので、5枚刷りたいのに、じゃ、わざ
わざコンビニに行くのかっていう問題が出てきます。あそこでボランティアさんがこれから、ボ
ランティア室ですので、ボランティアさんがいっぱい来られるやもしれませんので、そのとこ
ろはせめて10円に、無料にしろとは言いませんので、せめて半額の10円ぐらいにしてあげて
もいいんじゃないかという意見が出ていますけれども、現時点ではどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それでは、役場が、手数料条例なども考えながら、村民の皆さんの依頼
に対して20円を設定した経過がありますので、そのまま利用したということだと思ってるので、
その20円を決めたときというのが大分年数を経過したのかなというふうに思ってますので、
役場の施設、いわゆるコピー機も含めて、ボランティア室の機能はやっぱりつくるときに、ボラ
ンティアが議論をしたり集う場所が必要だなということでボランティア室をつくったという経過
があって、そこに機械を置いてるということでもありますので、20円がどうなのかということで、
周辺から見れば、松本議員の御意見でも20円は高いのではないのかということがありますので、
20円を設定した経過もありますので、それを一回議論を、検討をしてみるということ考えて

いきたいというふうに思いますし、ボランティアさんをどこまでボランティアかということで、印刷に関してどこまでボランティアかということで考えると、それはまた改めて難しさが出てくるなという気がしておりますが、そのようなことも含めて、これはヴィレステの印刷やコピーの料金ということではなしに、村としてどうするのかということ考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 快くではないですけども、考えていただけるということで、うれしく思います。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどので飛んでしましまして、多分、聞きたいことは聞いたように思うんですけども、時間がなくなってしまうので、2番目の配布文書のほうに行きたいと思います。

これですけども、別に職員さんの資質とかを言ってるわけではないんです。一番言いたかったのは、職員が、日吉津村は、たしか規定よりも定数が少ないので頑張っておられるということだったと思うんですけども、間違いではないですかね、何人ぐらい少なかったんですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 条例定数は52名ということですけども、今47名ですかね、ということしております。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） なので、見る限り、本当に下ってというか、職場で忙しく働いておられます。新しい職員さんが次々入ってこられるんでないかなというように見ているんですけども、何が大変かって、やっぱり新しい職員さんの指導に回らなければいけないっていう、自分の仕事でも手いっぱいなのによってというのがすごく、遠目から見ても、私だけかもしれませんが、見えるので、その辺で、じゃあ、これを見て、これみたいにやってねというようなマニュアルみたいなものがあれば、文書1つつくるのもついてきて、最終は課長の目が必要だとは思いますが、その辺の、少なくてやっているんだから何かの工夫をして、もっと、楽ではないですけども、何ていうんでしょう、効率的に仕事ができるようにされたほうがいいのではないかなというのでこれは出させてもらいました。ちょうどいい文書をいただいた、職員さんがおられましたのでよかったんですが、どうなのかなと調べてみたら、先ほどの分で、滋賀県がこういうような、親しみやすく、わかりやすく、読みやすく、「「役所ことば」改善の手引」なんていうのをしっかり出されてます。びっくりするのが、ほとんど平仮名なんですね。役場の方が見られるようなのも。こういうのも出ているのですごくいいなと思って見ていたんですけども、先

ほどは県の分を、手引きを見てされるというような御意見だったんですけども、村自体でこういうものをつくっていくという考えはありませんか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今までは、前の文書を引き継ぎながらということで、ただ、各課で、例えば何段下げてとか、何文字あけてとか、そういう文書の規定をしながらはしてきましたけども、文書の中身まで特にしたことがなかったので、やっぱりその辺は今後きちんとしていかないとけないなということで、滋賀県の手引きについてもちょっと確認をしました。やはりこういうものを職員にも出していかないと、村民に対しての統一した文書等もできないかなということで、今後検討して、こういう、マニュアルといいますか、手引きを職員に出していきたいなというぐあいには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当に昔からあるかもしれませんが、職員さんがどんどんどんどん若くなってきているので、使う言葉が私たちもびっくりするような言葉が、反対に広辞苑なんかにもそういう言葉が取り入れられてしまうような時代になってきているので、やっぱりこういうものは常に、何ていうんでしょう、見直していかなきゃいけないのではないかなと、普通の生活をしていても思うんですけども、大体、でも役場の文書っていうのは、日付と場所とを一番きちんと見ますけれども、たまにやっぱりきちんと見ることもありますので、そういうのをしていけると、もらうほうもいいかなと思います。すごく簡単な課と、すごく、ここまで丁寧になくていいのっていうような課もありますので、その辺が、悪いとは言いませんけれども、何となく同じ日吉津村の役場の中なのになんかどうかなというのがたまにありますので、議会のほうでも広報で、以前、井藤議員さんが委員長をされているときにきちっとマニュアルから何からつくってききましたので、やっぱり広報される方の、広報ひえづのほうですか、方にもやっぱり、本当に広報ひえづをつくる人がびっくりするぐらいなペースでかわられるんですけども、話が飛んでしまいましたが、あの辺の考えはどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 基本的には担当ということで、最低3年でもしてもらいたいというのがあるんですけど、事情があって職員が退職したりとかいろいろなことがあって、今回、変更したこともありますので、できるだけ長く経験を持ってもらって、村民に対しての広報ができればというぐあいに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 広報担当という方は、本当に行事とかにいつもカメラ持ってこられるので、村民さんに顔が売れたっていうのは変な話ですけども、すごい近い間柄になるので、いいことだと思うんです、若い人を出してくださるっていうのは。その辺のところですので、あとはつくるものがきちっとつくれたらいいのではないかなと思います。その辺はきちっとしていただくと、議会のほうも頑張っていきますんで、両輪ですので、一緒に頑張りましょうということで、ちょっと余りですけども、これで終わりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 以上で松本二三子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は6月19日午前9時から議案質疑を行いますので、議場に御参集ください。御苦労さまでした。

午前10時51分散会
